

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

飯塚市長 武 井 政 一

市町村名 (市町村コード)	飯塚市 (205)	
地域名 (地域内農業集落名)	安恒 (安恒)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 8 月 30 日 (第2回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

安恒地区は、認定農業者が3名、他21名で耕作している。認定農業者の後継者は30代であり、離農者農地を受け入れている。認定農業者以外は、50代～70代前半で後継者がいない。認定農業者はいずれもイチゴ栽培を拡大している。また、大豆・麦を作付けしている(株)ほなみ営農集団とは受諾契約を締結しているため、今後の状況を見据える必要がある。課題としては、農地が分散していることと農業者が減少することが予測されることからその対応が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻とイチゴ栽培が中心であり、有機農業への切り替えや農地の集約を図る。また、イチゴ栽培の拡大が進められている現状を踏まえ、DXの導入やロボット化の推進を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としている。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地適正化推進委員と調整し、農地パトロールなどを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、農地中間管理機構を通じ段階的に集約化する。その際農業委員や農地利用適正化推進委員と調整し、所有者の貸付移行時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現状では、支障は少ないものと思われるが、必要が生じれば検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規農業者の受け入れ育成に当たっては、行政やJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内での農作業の効率化を図るため、水稻の防除作業については、JAや事業者への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシや小動物の被害が発生しないよう地区が一体となり防護柵の設置や行政や捕獲者との連携を進める。
- ②有機農業の導入を図り、減農薬、現肥料を進める。
- ③担い手の規模拡大や省力化を図るためスマート農業を推進する。
- ⑦遊休農地への対策として、地区を挙げた保全対策や溜池・河川・水路の管理を行う。
- ⑩地域計画変更の際の協議の場は座談会とし、早急に変更が必要な際は生産組合長に相談の上、協議の場の参集範囲を決定する。